## 特別清算終結

**平成２５年（ヒ）第１００１号**
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳48番地の１
清算株式会社　株式会社有機生活
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２５年（ヒ）第１２号**
京都市上京区西三本木通丸太町上る真町483番地201
清算株式会社　株式会社とうげ
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

## 監督命令

**平成２５年（再）第１号**
兵庫県西宮市塩瀬町名塩4995番地
再生債務者　北摂建材工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地　尼崎松本ビル５階　弁護士　梶尾　節生
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画の認可又は不認可の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年５月31日　神戸地方裁判所尼崎支部

## 決議に付する決定

**平成２４年（再）第１１号**
愛知県知多郡南知多町大字山海字高峯３番地の１
再生債務者　榎本　國宏
１　決議に付する計画案　平成25年５月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成25年６月27日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年６月20日
平成25年５月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

## 再生手続終結

**平成２１年（再）第１号**
広島市佐伯区五日市中央２丁目１番35号
再生債務者　株式会社田の久
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年５月29日
広島地方裁判所民事第４部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２５年（再イ）第１０２号**
札幌市白石区菊水元町１条１丁目１番26―202号
再生債務者　十文字浩子
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月５日から平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（再イ）第１０９号**
札幌市豊平区美園８条２丁目７番５―202号
再生債務者　大西　久紀
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月５日から平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（再イ）第４３号**
埼玉県白岡市小久喜147番地１
再生債務者　岡本　高明
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月５日から平成25年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２５年（再イ）第３０号**
神奈川県小田原市飯泉1238番地の７
再生債務者　戸篠　満明
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月５日から平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**平成２５年（再イ）第３４号**
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜156番地　オーベル真鶴303号
再生債務者　植田　広之
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月５日から平成25年７月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**平成２５年（再イ）第５０号**
愛知県大府市共栄町４―15　アネックスオジメ１Ｄ、住民票上の住所石川県小松市西軽海町３丁目139番地
再生債務者　麻本　篤史
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月28日から平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（再イ）第７５号**
愛知県愛西市東條町柳原584番地３
再生債務者　橋詰慎一こと　橋詰　愼一
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月28日から平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（再イ）第１１６号**
札幌市豊平区平岸７条14丁目３番55―304号
再生債務者　佐藤　佳恵
１　決定年月日時　平成25年６月３日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月８日から平成25年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（再イ）第１３号**
愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑29番地１
再生債務者　中田　広明
１　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月１日から平成25年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（再イ）第９８号**
福岡市早良区原４丁目８番21―405号
再生債務者　松隈誉珠美
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月３日から平成25年７月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部